

2014年5月29日

「消費者委員会 食品表示部会 第5回栄養表示に関する調査会 資料」  
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

## 1. 栄養成分表示の方法について…資料1

### 全体的なコメント

- ・今回、食品単位、(栄養強調表示した際の)栄養素等表示基準値に占める割合表示、表示レイアウト等についての提案がなされているが、その審議においては、市場実態を把握しつつ、栄養表示検討会など、国内でこれまで行なわれた検討結果や諸外国の状況を考慮に入れて、作業を更に精緻化(細かなところまで注意)すべきであろう。

### 個別コメント

#### (4ページ)：食品単位について

##### 【背景】

- ・現行の栄養表示基準では、100g 若しくは 100ml 又は 1 食分(当該 1 食分の量) 1 包装その他の 1 単位(以下「食品単位」という。)当たりの栄養成分の量及び熱量を表示することとされている。

※ 食品単位は、商品の特性に応じて事業者が任意に設定 : の記述に関するコメント

- ・食品表示法は第4条において“…自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項…に関する表示の基準を定めなければならない。”と規定している。それゆえ、まず「自主的かつ合理的に選択」といった観点から食品単位の在り方について検討すべきであり、また更に国際的および諸外国の状況を調査し、現行の栄養表示基準に規定されている 食品単位がどのような地位にあるのかをレビューすることが必要であろう。
- ・現行の栄養表示基準 第2条において、食品単位として、「当該食品の 100g 若しくは 100ml 又は 1 食分、1 包装その他の 1 単位」が規定されており、「100g 若しくは 100ml」、「1 食分」、「1 包装」および「その他の 1 単位」の扱いが同等となっている。そこでは、どの食品単位が基本であるのかが明示されていない。なお、「その他の 1 単位」の例を示すべきであろう。
- ・海外における食品単位についての動向を考慮すると、新しい表示基準において、まずは、基本となる食品単位を定めることが必要であろうと考える。

(以下、弊会において調べたところを書き記す)

- 1) コーデックスにおいては、栄養表示に関するガイドライン (CAC/GL 2-1985) のセクション 3.4.2、3.4.3 および 3.4.4 において、それぞれエネルギー値、たんぱく質、炭水化物および脂肪、そしてビタミンとミネラルに関する情報は、‘per 100g or per 100ml’ あるいは ‘per package if the package contains only a single portion’ により、表示されるべきと述べられている。‘更に、per serving as quantified on the label’ または ‘per portion provided that the number of portions contained in the package is stated’ による情報提供が可能であるとされている。

また、4月24日開催の第4回栄養表示に関する調査会の「栄養強調表示等について」において参照あるいは議論されたように、栄養クレームとヘルスクレームの使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の Table of conditions for nutrient content claims は、一部 per serving による表示に言及しているが、大部分は per 100 g、あるいは per 100 ml による表示に言及している。以上から、コーデックスが用いる基本的な食品単位は、100 g あるいは 100 ml であると考えられる。

(注記：参考資料1 栄養表示に関するガイドラインの 3.4.2.、3.4.3. および 3.4.4. の ‘…ラベルに 1 食当たりの分量が明記されている場合は 1 食当たり…’ は誤訳である。正しくは ‘ラベルに 量が示されている 1 食分’ である。また、‘1 包装が何個入り分か明記されている場合は 1 個当たり’ も正しい訳ではない。正しい訳は、‘1 包装が何個入り分か明記されている ことを条件として 1 個当たり’ である。)

- 2) 米国における基本的な食品単位は、Serving size である。 Serving size は、食品若しくは食品群に対して FDA により定められており、例えば、乳、ジュース、ソフトドリンクの serving size は、8 fl oz (240 mL) あるいは 1 cup (240 mL) である。食品単位として Serving size を用いることにより、類似の食品間での栄養素の量およびエネルギー値の比較がより容易になり、また特定の栄養素をより高く、あるいはより低く見せるために、恣意的に 1 食分の量を変えることは防げられると思われる。なお、米国における規定は、21 CFR 101.12 Reference amounts customarily consumed per eating occasion に示されている。

- 3) EU における食品単位に関しては、EU の規則 (EU) No 1169/2011 の第 32 条により、per 100 g あるいは per 100 ml による表示が基本とされている。そして、第 33 条において、per portion and/or per consumption unit, easily recognisable by the consumer による表示が可能となっている。

なお、第 33 条において「ヨーロッパ委員会は、per portion あるいは per consumption unit による栄養表示の均一な実施を保証するために、また消費者のための比較の均一なベースを規定するために、特定のカテゴリーの食品に関して、per portion あるいは per consumption unit による表示に関するルールを採択しなければならぬ。」と規定しており、現在、これに基づいてヨーロッパ委員会の DG SANCO (健康・消費者総局) は作業を進めていると思われる。

- ・上述したとおり、国際的には「サービングサイズ」の流れのある中、すべてを一度に決めることはできなくても、たとえば牛乳など飲料や基礎調味料 (みそやしょうゆなど) などといったものの単位から、ガイドラインのようなもので国が示していくことも手段としてはあるのではないかと (飲料の場合、ml 表示と g 表示が混在している状況もある)。

(飲料における表示の一例)



(4 ページ) : 食品単位について

【課題】

- ・ 栄養成分の量及び熱量が「1 食分」以外の食品単位で示されている場合、消費者は必要に応じて栄養成分量を計算する必要がある。
  - ・ 我が国においては米国のようなサービングサイズ（1 食分の量）に関する知見が十分ではなく、現段階ではサービングサイズを規定することは困難である。： に関するコメント
- ・ 『栄養成分の量及び熱量が「1 食分」以外の食品単位で示されている場合（例えば、1 回では消費しない容器入り果汁に 100 ml 当たりの値が表示されている場合）、消費者は必要に応じて（1 食分の量に関して）栄養成分量を計算する必要がある。』は、事実であるが、「1 食分」の食品単位で、表示が行われた場合、「1 食分」の量が、米国のように公式に定められていない以上、食品事業者により異なる「1 食分」の量が用いられる可能性があり、同類の食品間での比較は、消費者にとって厄介になるであろう。
- ・ 『我が国においては米国のようなサービングサイズ（1 食分の量）に関する知見が十分ではなく、現段階ではサービングサイズを規定することは困難である。』も事実であるが、消費者に対する利便性を保証するため、EU のようにわが国においても今後サービングサイズを規定する作業を積極的に行うべきであろう。

#### (4 ページ) : 食品単位について

##### 【考え方 (案)】

- ・1 食分の量を規定することが困難な食品も多いことから、栄養成分表示における食品単位の規定は現行どおりとする。
- ・ただし、消費者にとって分かりやすい表示となるよう、1 食分あたりで表示することが望ましい旨を通知等で示すこととする。: に関してのコメント

- ・『1 食分の量を規定することが困難な食品も多い』という評価は、どのような分析 (根拠) に基づいているのか。また、どの食品群において、何が困難であるかなど、具体的な記述が必要であろう。
- ・『食品単位の規定は現行どおりとする。』は、基本とする食品単位を示さないということか。
- ・『消費者にとって分かりやすい表示となるよう、1 食分あたりで表示することが望ましい旨を通知等で示すこととする。』ということであるが、食品事業者間で統一した「1 食分あたりの量」が存在しない限り、さまざまな 1 食分の量が表示され、消費者は混乱するであろうし、また、特定の栄養成分を低く、あるいは高く見せるために、恣意的に 1 食分を加減するケースも生じるかもしれない。
- ・1 食分の量は、食品事業者によって、任意に、あるいは恣意的に決められるものではなく、栄養クレームとヘルスクレームの使用に関するコーデックスガイドライン (CAC/GL 23-1997) の Table of conditions for nutrient content claims の脚注 4 に、Serving size and daily reference value to be determined at national level と述べられているとおり、国が決めるべきものである (なお、わが国では daily reference value は、「栄養素等表示基準値」として国によって既に定められている)。  
それゆえ、現時点では国が定める 1 食分の量が存在しない以上、望ましい旨を通知等で (あいまいな方向性を) 示すことよりも、海外のように「1 食分あたりの量」の制定を行うべきである。

#### (4 ページ) : 食品単位について

##### 【新基準 (案)】

食品単位の規定は、現行どおりとする。: に関するコメント

- ・上述したが、国際的な現状を分析し、また食品表示法の問題、消費者の自主的・合理的選択、実行可能性等を考慮に入れて、「100g 若しくは 100ml」、「1 食分」、「1 包装」および「その他の 1 単位」の中で、まずはどれを基本的な食品単位とするのかを示すべきであろう。
- ・現行法において「補給ができる旨(高い・含む)」および「適切な摂取ができる旨 (含まない・低い)」の基準値については、原則としてコーデックスガイドライン (CAC/GL 23-1997) に準じており、100g 又は 100ml の食品単位での値が基準となっている。これらから考えると、「100g 若しくは 100ml」が基本的な食品単位であると思われる。

## (6 ページ) : 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について①

### 【背景】に関するコメント :

- ・本資料に関して本質的な問題ではないが、上述したように、引用されている参考資料 1 の該当部分の訳に、誤りが見られる（下線部分）。

- ・3.4.4. ビタミン及びミネラルに関する数量情報は、100 g、100 ml 又は 1 個包装となっている場合は 1 包装当たりの含有量をメートル法の単位で表示する、及び/又は、栄養参照量（NRV）に対するパーセンテージで表示すべきである。これに加え、ラベルに 1 食当たりの分量が明記されている場合は 1 食当たり、若しくは、1 包装が何個入り分か明記されている場合は 1 個当たりの値を表示してもよい。



(仮訳) 3.4.4. ビタミン及びミネラルに関する 数値 情報 (numerical information) は、100 g 当たり、若しくは 100 ml 当たり又は 1 個包装となっている場合は 1 包装当たりで、メートル法単位で及び/又は当該栄養参照量（NRV）に対するパーセンテージとして、表示すべきである。これに加え、ラベルに 量が示されている 1 食分当たり、若しくは、1 包装が何個入り分か明記されている ことを条件として 1 個当たりの値を表示してもよい。

## (6 ページ) : 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について①

### 【背景】

- ・現行の栄養表示基準では、栄養成分の含有量の多寡に係る情報として、例えば、栄養素等表示基準値に対する割合について任意で表示することができる（栄養機能食品については表示義務とされている。）。

### 【課題】

- ・栄養強調表示を行う栄養成分の含有量の多寡に係る情報として、栄養素等表示基準値に対する割合を表示（% 表示）した商品は、決して多いとはいえない。： に関するコメント

- ・課題において「栄養強調表示を行う栄養成分の含有量の多寡に係る情報として、栄養素等表示基準値に対する割合を表示（%表示）した商品は、決して多いとはいえない」ことを課題としている。
- ・栄養素等表示基準値について 行政からは「栄養素等表示基準値は、あくまで表示の基準であって摂取を推奨する目安等ではない」「栄養素等表示基準値は、個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示の基準値であり、各個人の摂取すべき必要量ではなく、基準量でもない」との説明がなされている<sup>1</sup>。栄養素等表示基準値の利用が進まない理由は、1 日分や摂取の目標と捉えることができず、使い勝手の良くない指標であること、また、栄養機能食品に表示するものとの認識が強いためではないかと考える。
- ・栄養素等表示基準値は 今後見直しが検討されるとのことだが、栄養成分表示に関するコーデックスガイドライ

<sup>1</sup> 「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴う栄養表示の見直しについての意見募集の結果について（結果の公示日 2005年 07月 15日）<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495040192&Mode=2>

ン CAC/GL 2-1985 のセクション 3.3.4 に記述されている、表示のための Nutrition Reference Values (NRV) のような、栄養素等の摂取の目安となる値が設定され、そして NRV に対する比率についての情報も入手可能になれば、このような表示は消費者にとって数値のみの栄養成分表示よりも、よりわかりやすい表示になるのではないかと考える。

## (7 ページ) : 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について②

### **【考え方 (案)】**

- ・消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保し、かつ、過剰摂取のリスクを回避する観点から、栄養素等表示基準値に対する割合の表示は有用である。《例①》
  - ・しかしながら、1 食分の量を設定することが困難な食品にあっては、割合の表示が活用されにくい可能性がある。《例②》 : に関するコメント
- 
- ・Codex の Guidelines on Nutrition Labelling (CAC/GL 2-1985) の ANNEX の 1. Preamble に、「各国政府には、表示目的で NRVs を用いること... を促す。」と記述されている。(上述のとおり、解決すべき問題点はあるが)日本においては独自の日本版 NRV が既に存在している以上、これを、今回の新しい表示基準において %NRV として活用すべきである。
  - ・7 ページにおいて、「全ての食品に対し栄養素等表示基準値に対する割合の表示を義務とすることは困難である」理由は、「1 食分の量を設定することが困難な食品にあっては、割合の表示が活用しにくい」、「1 食分で摂取できる % がイメージしにくい」ためであると説明されているが、そもそも「1 食分の量」は、食品事業者が任意に定めるのではなく、Codex Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims (CAC/GL 23-1997) の Table of conditions for nutrient content claims の脚注に述べられているように、各国政府によって定められることになるものである。
  - ・従って、日本政府も、今後「1 食分の量」の制定を計画すべきである。
  - ・また、国が定める「1 食分の量」が存在しない間は、栄養表示において %NRV は、100g 若しくは 100ml ベースで活用されるべきである。
  - ・折角、日本版 NRV が定められているのに、これを積極的に活用しないことはもったいない。特に日本版 NRV が設定されてから、時間が経過しているが、その間の活用が殆ど行われてこなかったことを考えると、その幅広い活用が望まれる。
  - ・なお、「1 食分で摂取できる % がイメージしにくい」とのコメントに関しては、CAC/GL 2-1985 のセクション 3.4.4 に、「ビタミンとミネラルに関する数値情報は、100g 当たり、あるいは 100ml 当たりのまたは 1 包装当たり... 当該 NRV のパーセントとして表わされるべきである。更に、蛋白質および更なる栄養素に関する情報も、... NRV のパーセンテージとして表わされるべきである。」と述べられていることに注目すべきである。蛋白質およびその他の栄養素も、100ml 当たり、または 100g 当たり、あるいは 1 包装当たりでの表示が規定されている。特に「1 食分の量」当たりで表示すべきとは、Codex は言っていない。

- ・また、例①において、この場合 200ml が「1 食分の量」として妥当であるかどうかは別として、カルシウムに関してのみ、%NRV が表示されているが、消費者がバランスの取れた食生活を推進する上で、栄養表示が役立つためには、カルシウム（強調表示したもの）以外の栄養素に関しても、米国のように%NRV を表示すべきである。この例では、考えられないかもしれないが、カルシウムがたっぷり摂れても、例えば消費者が気にしている、食塩相当量が思いのほか多かったなどということも想定されるので、食塩相当量の%NRV も重要である。
- ・結論として、日本版 NRV が存在する以上、栄養強調表示を行う場合も含め、%NRV を表示すべきであろう。

### (7 ページ) : 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について②

#### 【新基準（案）】

- ・全ての食品に対し栄養素等表示基準値に対する割合の表示を義務とすることは困難であることから、新基準には規定しない。
- ・ただし、「1 食分当たり」の表示とあわせて、少なくとも栄養強調表示をしようとする栄養成分及び熱量については、積極的に割合の表示を行うよう通知等に示すこととする。 : に関するコメント

- ・今回の提案は（義務ではないものの、通知レベルで）栄養強調表示されたものだけに割合表示を行うといったものだが、栄養表示されたものについて「1 日の食事に対してどの程度の影響があるのか消費者にとって把握が困難」なのは、なにも強調表示されたものだけではないのではないか。栄養表示の積極的な利用を促すためにも何らかの「目安」は必要だと考える。
- ・一方、一般の消費者の栄養表示の利用について国としてどのように考えるのか。食品表示法において「自主的かつ合理的な選択」が書かれているが、栄養表示とは必要な栄養素量を理解してこそ利用ができるものと考える。
- ・義務化というからには、国策として「栄養教育（食育）」含め、栄養表示がもっと広く一般消費者に利用されるような努力をお願いしたい。

### (9 ページ) : 栄養成分等の表示順について

#### 【考え方（案）】

- ・現行の表示順は、消費者、事業者ともなじみのあるものであり、これを見直す必要性は、特段生じていない。  
: に関するコメント

- ・消費者庁・栄養成分表示検討会報告書（平成 23 年 8 月 23 日）は、わが国の健康・栄養政策の観点から表示すべき栄養成分の優先度の見直し案を提言した。この専門家の提言によれば、優先順位は 1. エネルギー、2. ナトリウム、3. 脂質、4. 炭水化物、5. たんぱく質となっているが、この提言をどのように、現時点で評価してい



るのか。「なじみ」はどの程度重要なのか。今回、表示順は変えないとしたことについて、ご説明いただきたい。  
 (消費者庁 栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日)では、表示順について、高血圧予防の観点で我が国の健康・栄養政策として重要度が高いナトリウムを2番目にする見直し案が示された)



栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日)より抜粋

## 10 ページ：内訳表示の導入について

### 【課題】

・消費者調査の結果、消費者の多くは栄養成分の包含関係(飽和脂肪酸が脂質に含まれていることや、炭水化物が糖質と食物繊維から構成されていることなど)を理解していないことや、内訳表示を望んでいることが示された。: に関するコメント

- ・ 現行の栄養表示基準は、条文中でも、また別表第2においても、飽和脂肪酸と脂質との関係は示していないが、炭水化物が糖質、食物繊維とどのような関係にあるのかに関しては、条文中に説明はないものの、別表第2において記述されている炭水化物と糖質に関する説明を読むと、炭水化物が糖質と食物繊維から構成されていることが理解できる。
- ・ 従って、消費者の理解不足は、現行の栄養表示基準において掲げる栄養成分等に関し、その意味(定義)や関係性を示していないことも一理あるのではないかと。
- ・ なお、現行の栄養表示基準において、ビタミン類、ミネラル類という用語は定義されていない。
- ・ 従って、新しい表示基準の中で、以下のことが必要と考える。
  1. 表示が義務的な栄養成分と表示が任意の栄養成分を明示する。
  2. ビタミン類とミネラル類を正式に定義する。
- ・ 米国(21 CFR 101.9 Nutrition Labeling of Food)やEU(規則(EU) No 1169/2011のANNEX 1)が行っているように、新しい表示基準においては、これらの栄養成分の定義および解説を行うべきであろう。というのは、消費者は、脂質という用語はあるものの、脂肪という言葉が見当たらないので、「脂質」は「脂肪」を意味しているのか、などの疑問を抱くであろう。「糖類」と「糖質」に関しても同様である。
- ・ その上で、どの成分までを内訳表示の中に入れるのか整理する必要があるのではないかと。



- ・しかし、一方、内訳表示はわかりやすい面があるが、行数が増えすぎた場合、重要な項目がぼやけてしまうことにもなりかねない点に関しては注意が必要かと考える。

#### (11 ページ) 表示様式について

##### 【新基準（案）】

表示は、原則として次頁の様式により行うこととする。

(ただし、別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りではない。)

：に関するコメント

- ・表示は、原則として次頁の様式により行うこととするとしているが、「様式 2」までかわるのであれば、上述したとおり、表示順序も検討する余地はあるのか（検討した結果、現行通りならそれでよい）。

#### (12 ページ) 表示様式について

様式 1、様式 2 に関するコメント

- ・食品単位に 1 食分（1 食分の量を併記）を正式に加えるのであれば、上述のように、国レベルのルールを早急に定めるべきである。その際は 100 g 若しくは 100 ml の食品単位と同列にするべきではない。
- ・（言葉の表現について）様式 2 の「※1 表示しない栄養成分については」、は「※1 表示しない表示義務のない栄養（任意）成分については」であろう。
- ・様式 1 および様式 2 について、枠組み（線の種類、フォントサイズ）、文字サイズなど、ここに例示している様式をどこまで義務化のなかで規定するかを明確にしてもらいたい。現行の栄養表示基準に従って栄養成分を記載しても保健所などの規制当局の解釈の相違によって違反と判断されるケースが存在している。

#### (16 ページ) : 表示場所・表示媒体について

##### 【新基準（案）】

栄養成分表示は、添付文書ではなく、容器包装の見やすい場所に記載することとする。：に関するコメント

- ・見やすい場所を特定すべきであろう。EU の規則 (EU) No 1169/2011 では、表示項目は principal field of vision に表示すべきとなっている。
- ・欧米諸外国は、消費者がより健康的な食べ物を選択する上で役立つ栄養成分の表示方法として、front-of-package（包装食品の前面表示）の栄養表示やその他の表示方法の検討に取り組んでいる。例えば、米国の FDA は既に、食品業界に対する、front-of-package の栄養表示に関するガイダンスを提案する予定であると述べている。

- ・また、EU の規則 (EU) No 1169/2011 の第 35 条は、言葉若しくは数に加え、グラフフォーム若しくはシンボルを用いて表示してよいと規定している。
- ・従って、わが国においても栄養表示がより活用され、消費者の商品選択や健康維持に貢献する可能性のある front-of-package の栄養表示やその他の表示方法をこの際検討すべきであろう。

(17 ページ) : 同一の食品が継続的に同一人に販売される場合の取扱いについて

**【新基準 (案)】**

同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難なものについては、商品の販売に伴って定期的に同一人に提供される文書に必要な栄養表示を行うことによって代えることができるものとする。 : に関するコメント

どんな場合があるかのイメージがつかめない。具体的にどのようなものがあるのか説明が必要である。

**2. 栄養表示の対象成分について (モリブデン) …資料 2**

(2 ページ)

**【新基準 (案)】**

- ・モリブデンの分析方法は「誘導プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分析法」とする。(詳細は通知に規定)

- ・行政が、栄養成分を分析するための公定法を提示し、そしてこれに基づいてコンプライアンスを判定するための分析を行うと表明することは、重要なことであるが、この方法を 食品事業者が栄養表示を行う際に義務付けることは、各方面で規制緩和が進む中、再考すべき であろう。
- ・米国の FDA のように、コンプライアンス検査において、特定の公式に定められた方法を用いることを表明するだけで十分であろう。
- ・というのは、食品事業者は、基本的にその指定された方法を用いるであろうが、多数のサンプルを取り扱うルーチン分析においては、分析業務のより効率的な実施のために、公式の方法によって較正された、公定法と同じ分析精度を有する迅速な方法を用いるかもしれないであろうからである。
- ・また、輸入された商品に表示されている値は、輸出国の公定法によって、あるいは公定法によって較正された分析法によって分析された値に基づいて表示されているかも知れない。国が公定法を定める場合には、一般的には国際的にバリデーションが行われている分析方法を参照することになるので、輸出国の食品事業者が採用する分析法を認めないことは、非関税障壁と見なされるかも知れない。

(以下、日本と海外における整理)

- 1) 現状において：消費者庁食品表示規格課長・消費者庁表示対策課長の文書：栄養表示基準値の取扱いについて

て（消食表第 282 号 平成 25 年 9 月 27 日）の 5 ページに“(5) 一定値を記載する場合は、栄養表示基準別表第 2 の分析方法による分析を基準として次の誤差の許容範囲内であること。”という記述がある。この文章の中で、主語が特に示されていないが、文脈からすれば、それは『食品事業者』であろう。

・即ち、この文書は、食品事業者が栄養表示を行う際に用いる分析法は、栄養表示基準に示された分析法でなければならないと規定した文書と見受けられる。

・一方、現行の栄養表示基準においては、これに該当する条文は、第 3 条第 1 項の六…一定の値…は、…に掲げる方法によって得られた値を基準として…誤差の許容範囲内にある値…であること。である。しかしこの条文において、食品事業者は、指定された分析方法を用いて得られた値をベースに表示を行うこととは規定されていない。

2) 米国においては、FDA は、Guidance for Industry: Nutritional Labeling Manual - A Guide for Developing and Using Data Bases (March 17, 1998) の Chapter I の How Compliance Works のセクションにおいて、“FDA は、コンポジットサンプルを Official Methods of Analysis of AOAC の最新版に見出される適切な方法を用いて分析する。分析試験によって誘導された栄養素レベルと表示値との比が計算され、問題としている栄養素が適用される規則を遵守しているか否かを決定する。比は以下のように定義される：

(分析値/表示値) × 100 = % ”と述べている。

・また、同じ Guide の Chapter II の 4. Analyzing the Laboratory Test Samples の中で、FDA は、“栄養素分析を実施するラボは、…分析が、適切な較正が行われている方法により、そして SOP (Standard Operating Procedures) に従って実施されていること…を証明できるようにすべきである。”と述べているが、分析ラボが FDA と同じ分析法を用いるべきとは述べていない。

3) EU においては、規則 (EU) No 1169/2011 の中では、食品事業者が用いる分析法を規定していない。また、DG SANCO は、繊維含量測定のための分析法に関する加盟国主務官庁および食品事業者向けのガイダンス文書を 2012 年 12 月に発表しているが、これは 分析法に関して食品事業者を拘束するものとはなっていない。

以上